

令和5年第3回尾張北部環境組合議会
全 員 協 議 会 会 議 録

開催日時 令和5年10月31日（火曜日） 午後2時54分から午後3時13分まで

議題

事業地への搬入路の決定に至る経緯について

その他事項

出席議員（12名）

第1番	岡 覚 君	第2番	小川 清美 君
第3番	光清 毅 君	第4番	堀 元 君
第5番	伊藤 吉弘 君	第6番	岡地 清仁 君
第7番	齊木 一三 君	第8番	江幡満世志 君
第9番	宮川 基英 君	第10番	佐藤智恵子 君
第11番	小室 輝義 君	第12番	荒木 孝三 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長	西川 里咲 君	書記	藁和 峻 君
-----	---------	----	--------

説明のため出席した者の職・氏名

管理者	澤田 和延 君	副管理者	原 欣伸 君
副管理者	鯖瀬 武 君	会計管理者	金川 英樹 君
犬山市経済環境部長	中村 達司 君	犬山市環境課長	小笠原健一 君
江南市経済環境部長	平野 勝庸 君	江南市環境課長	相京 政樹 君
大口町まちづくり部長	水野 眞澄 君	大口町環境対策室長	佐橋 竜午 君
扶桑町生活安全部長	長谷川明夫 君	扶桑町環境課長	尾崎 博之 君
事務局長	石坂 育己 君	総務課主幹	兼松 昌史 君
総務課主幹	神林 宏之 君	総務課主査	神谷 建寛 君

(午後2時54分 開会)

○議長（小川清美君） お疲れのところ申し訳ございません。

ただいまから令和5年第3回尾張北部環境組合議会全員協議会を開会いたします。

本日の議題につきましては、お手元に配付しました次第にありますとおり、事業地への搬入路の決定に至る経緯についてでございます。

議員各位におかれましては、定例会に引き続き慎重なる御協議をお願いいたしまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

初めに、管理者であります澤田江南市長から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○管理者（澤田和延君） 定例会に続きまして大変お疲れのところ、全員協議会を開催いただきまして誠にありがとうございます。

先ほどの定例会では、各議案に対しまして適切なる御議決を賜りましたこと、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

ただいま議長さんからお話がございましたように、本日の全員協議会の議題は、事業地への搬入路の決定に至る経緯についてでございます。議員の皆様方より御意見等を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますけれども、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小川清美君） ありがとうございます。

では、早速会議を開きます。

お手元に配付いたしました次第の順序に従いまして会議を進めてまいります。

◎議題 事業地への搬入路の決定に至る経緯について

○議長（小川清美君） 議題、事業地への搬入路の決定に至る経緯について当局に説明を求めます。

石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） それでは、事業地への搬入路の決定に至る経緯について御説明をいたしますので、資料を御覧いただきたいと思っております。

この件につきましては、令和5年7月24日に開催されました第2回全員協議会の中で事業地への搬入路について御意見をいただきましたので、これまでの組合議会との協議内容について改めて御説明をさせていただくものでございます。

まず1. 事業地への搬入路についてでございますが、事業地への搬入路につきましては、決定に至る過程において組合議会、地元区への説明を行い決定しており、入札時における要求水

準書には、下記のとおり事業地への搬入路を県道浅井犬山線に設ける旨を条件指定し、入札及び事業者との契約を行っておりますので、搬入路の場所につきましては決定事項として事業を進めている状況でございます。

次に、2. 議会、地元等への説明などの経緯についてでございますが、議会より最初に搬入路についての御意見がありましたのが平成29年11月2日に開催されました平成29年第2回全員協議会ございまして、組合議員より搬入経路について問題点等はなかったかとの御意見がございまして、事務局からは、現時点において南側の県道浅井犬山線から進入する経路を中心に検討すると説明をしております。

これに対しまして組合議員より、北側からの進入は検討しているのかとの御意見があり、事務局からは、北側からの進入は宮田導水路を横断することになるが、宮田導水路に車両の重量制限等がかかるため、南側の堤防を利用して計画し、国及び公安委員会と協議を進めていきたいと説明をしております。

2ページをお願いいたします。

次は、令和元年10月21日に開催されました令和元年第3回全員協議会でございます。

組合議員より、北側からの搬入の可能性について、宮田用水路への影響などから困難であることについて詳細に説明してほしいとの御意見があり、事務局から、北側堤防道路からの進入は、県道浅井犬山線との交差点部において犬山側からの右折禁止の解除が必要となるが、警察との相談結果から、信号設置や堤防道路の拡幅が条件となる。この堤防道路拡幅において宮田用水路側への道路拡幅では、拡幅により堤防のり面の部分が宮田用水路に影響することとなるが、宮田用水路が耐えられる許容の圧力を超えるため難しいと判断した。また、堤防道路北側への拡幅では、木曾川の河川断面の制限があるため難しいと判断したと説明をしております。

また、組合議員より、県道ではなく般若方面からの道路である市道南北線を使用すれば右折禁止の解除は不要となるため、再度北側からの進入を勉強、研究、協議してほしいとの御意見がございまして、事務局にて再度検討すると回答しております。

次は、令和元年12月27日に開催されました令和元年第4回の全員協議会でございます。4ページが当時の全員協議会での配付資料でございます。

事務局から、前回の全員協議会における検討事項に対する回答として、再度警察及び地元区と協議した結果、犬山方面からの右折とならない市道南北線からの通行は、地元区長さんから生活道路を通過することになるため反対の意向を確認したこと、また北側道路を東から西への一方通行として拡幅不要とすることについて、警察より愛岐大橋方面からの交通量が非常に多いことから不可との回答を得たこと、以上の理由から搬入路を北側堤防道路に設けることはやはり困難であると判断し、搬入路は計画地南側道路の県道浅井犬山線とすることで今後事業を

進めていくことを報告しております。

この令和元年12月27日の全員協議会での報告が組合の最終的な方針として説明をしております。

3ページをお願いいたします。

地元区に対しましても同様の説明をしております。令和2年2月15日に中般若区に対する新ごみ処理施設整備事業に関する説明会を開催しております。

5ページが当時の地元説明会での配付資料でございます。

この説明会では、新ごみ処理施設の出入口についてとして、北側道路からの進入について、県道浅井犬山線からの右折禁止解除の条件、北側堤防道路の拡幅が困難な理由、一方通行化が困難な理由を説明し、北側からの進入ではなく、計画地の南東側に進入口を設け、県道浅井犬山線から進入する計画とすることを説明しております。

以上がこれまでの組合議会、地元区への協議報告の内容となります。その後、令和4年3月11日に入札公告を行い、冒頭で説明いたしました要求水準書の内容を満たした提案内容にて応募した3者について、事業者選定委員会より審査を行い、落札者を決定いたしました。

その後、仮契約を締結、令和5年2月13日の組合議会にて議決をいただき、同日、本契約を締結しております。

現在は、搬入路を事業地の南東に設けるため、道路管理者である愛知県、河川管理者である国土交通省木曾川上流河川事務所及び愛知県公安委員会と協議を進めているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小川清美君） 以上で当局の説明が終わりました。

本件に対して御意見、御質問等がありましたら発言をお願いいたします。

御発言はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小川清美君） 岡議員。

○1番（岡 覚君） 今までの経緯は分かりました。それで、犬山方面からの右折で施設内に入るときは、右折車線は設置できるということによろしいでしょうか。

○議長（小川清美君） 答弁を求めます。

○事務局長（石坂育己君） 現在、事業地への進入につきましては、渋滞対策として県道の拡幅を検討しております。その中で右折専用のレーンを設ける予定で今検討のほうを進めているところでございます。

○議長（小川清美君） よろしいですね。

他に御意見等はございませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小川清美君) 他に御意見もないようでございます。

この件に関しましては、当局からの報告により搬入路の決定までの経過を確認できました。いろいろ御意見、実は今日以前にも、代表者の会議の中でもいろんな意見とかございました。どうしても北側がいいんじゃないかという意見も賜っております。しかしながら、実際にはこの件のみならず、供用開始後でないと判断できない部分というのもございますでしょうし、したがって、今後発生した課題については当局にてその都度検討していただき、適切な対応をしていただくことでお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

それでは、これをもちまして議題を終結いたします。

◎その他事項

○議長(小川清美君) 続きまして、その他事項ですが、事務局から1件報告があると聞いております。事務局から報告をお願いいたします。よろしくお願いたします。

○事務局長(石坂育己君) 事務局より1件報告がございます。

給与法改正に伴う会計年度任用職員の報酬等についてでございます。資料のほうはございません。

8月7日の人事院勧告により国の給与法案が成立した場合の組合の対応といたしまして、関係条例につきまして翌年度予算から反映させるため、令和6年4月1日施行で改正することとし、令和6年2月の定例会のほうで条例の改正案を上程させていただき考えでおります。よろしくお願いたします。

以上、その他事項の報告とさせていただきます。

○議長(小川清美君) ただいま事務局から説明がありましたが、報告として受けますので、よろしくお願をいたします。

最後になって大変恐縮でございますが、議員の皆さんから何かありますでしょうか。

(挙手する者あり)

○4番(堀 元君) ちょっと1つ聞きたいんですけど。

○議長(小川清美君) はい。

○4番(堀 元君) 先ほどのパッカー車が生活道路を通るといかんというような区からの話があったというのは、どこの区ですか。何区ですか。どこの区が文句言っておるんきゃ。文句だがや、そんなもんな。

○議長(小川清美君) すみません、じゃあ暫時休憩とします。

(午後 3 時09分 休憩)

○議長（小川清美君） じゃあ会議を再開いたします。

(午後 3 時09分 再開)

○議長（小川清美君） 石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） 地元区として確認して反対の意向ということで聞いておりますのが、中般若区、般若区、小淵区の3区でございます。

○4番（堀 元君） はい、分かりました。

○議長（小川清美君） 他に御意見、その他もろもろございませんでしょうか。

(挙手する者なし)

○議長（小川清美君） ないようでございますので、私から1件。

先ほど定例会において可決されました行政視察につきまして、今後のスケジュールを当局より説明していただきたいと思えます。

石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） それでは、行政視察の今後のスケジュールにつきまして御説明申し上げます。

議員の皆様には、11月中旬までに出席のほうの確認をさせていただきます。その後、行程表の配付と同時に視察先への質問事項を照会させていただき、それらをまとめまして12月中旬をめどに詳細の資料等を配付させていただく予定でございます。

なお、行政視察に関しましては、全て市町の担当課様を通じて御連絡させていただきます。

また、視察後につきまして、議員の皆様には各市町単位で報告書の提出をお願いする予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

以上、行政視察の今後のスケジュールでございます。

○議長（小川清美君） ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。

議員の皆様には、終始熱心に御協議をいただきましてありがとうございました。当局におかれましては、議員各位からの御意見をよく尊重していただき、一層の御尽力をお願い申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。

最後に、管理者であります澤田江南市長から御挨拶をいただきたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

○管理者（澤田和延君） 本日は、定例会に続きまして全員協議会をお願いし、重要な御協議を

賜りましたこと厚く御礼を申し上げます。

少し異例のような形で決められてきたというようなことではございましたけれども、議員のほうから提案がありまして、多くの議員の皆さん方が入れ替わったというようなこともございまして、こういった説明をさせていただきました。御理解いただけたものと思っておりますけれども、今後いろんなことがまだ出てくるかもしれませんが、首長間でもしっかりと協議させていただきながら、そして代表者の皆様方、議会へとしっかりと提案をさせていただきまして説明をさせていただきたいと思っております。どうぞ今後ともよろしく願いをいたします。

今日は幾分暖かいような日でもございますけれども、これからいよいよ11月、皆様方のより一層の御健勝をお祈りいたします。簡単でございますけれども御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（小川清美君） ありがとうございます。

これをもちまして令和5年第3回尾張北部環境組合議会全員協議会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

（午後3時13分 閉会）